

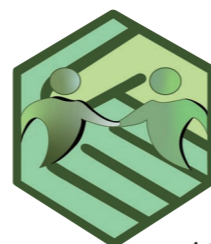
お問合せ

	郵便番号	所在地	電話番号
防衛省 地方協力局 地域社会協力総括課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-5366-3111 (代表)
北海道防衛局 企画部 周辺環境整備課 防音対策課	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 (札幌第3合同庁舎)	011-272-7568 011-272-7569
東北防衛局 企画部 周辺環境整備課 防音対策課	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 (仙台第3合同庁舎)	022-297-8215 022-297-8216
北関東防衛局 企画部 周辺環境整備課 防音対策課	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-600-1800 (代表)
南関東防衛局 企画部 施設対策計画課 周辺環境整備課 防音対策課	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57 (横浜第2合同庁舎)	045-211-7110 045-211-7111 045-211-7112
近畿中部防衛局 企画部 周辺環境整備課 防音対策課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎第2号館)	06-6945-4951 (代表)
東海防衛支局 周辺環境整備課 防音対策課	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館)	052-952-8225 052-952-8226
中国四国防衛局 企画部 周辺環境整備課 防音対策課	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館)	082-223-8424 082-223-7205
九州防衛局 企画部 周辺環境整備課 防音対策課	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 (福岡第2合同庁舎)	092-483-8811 (総務課)
沖縄防衛局 企画部 施設対策計画課 周辺環境整備課 防音対策課	904-0295	沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9	098-921-8131 (代表)

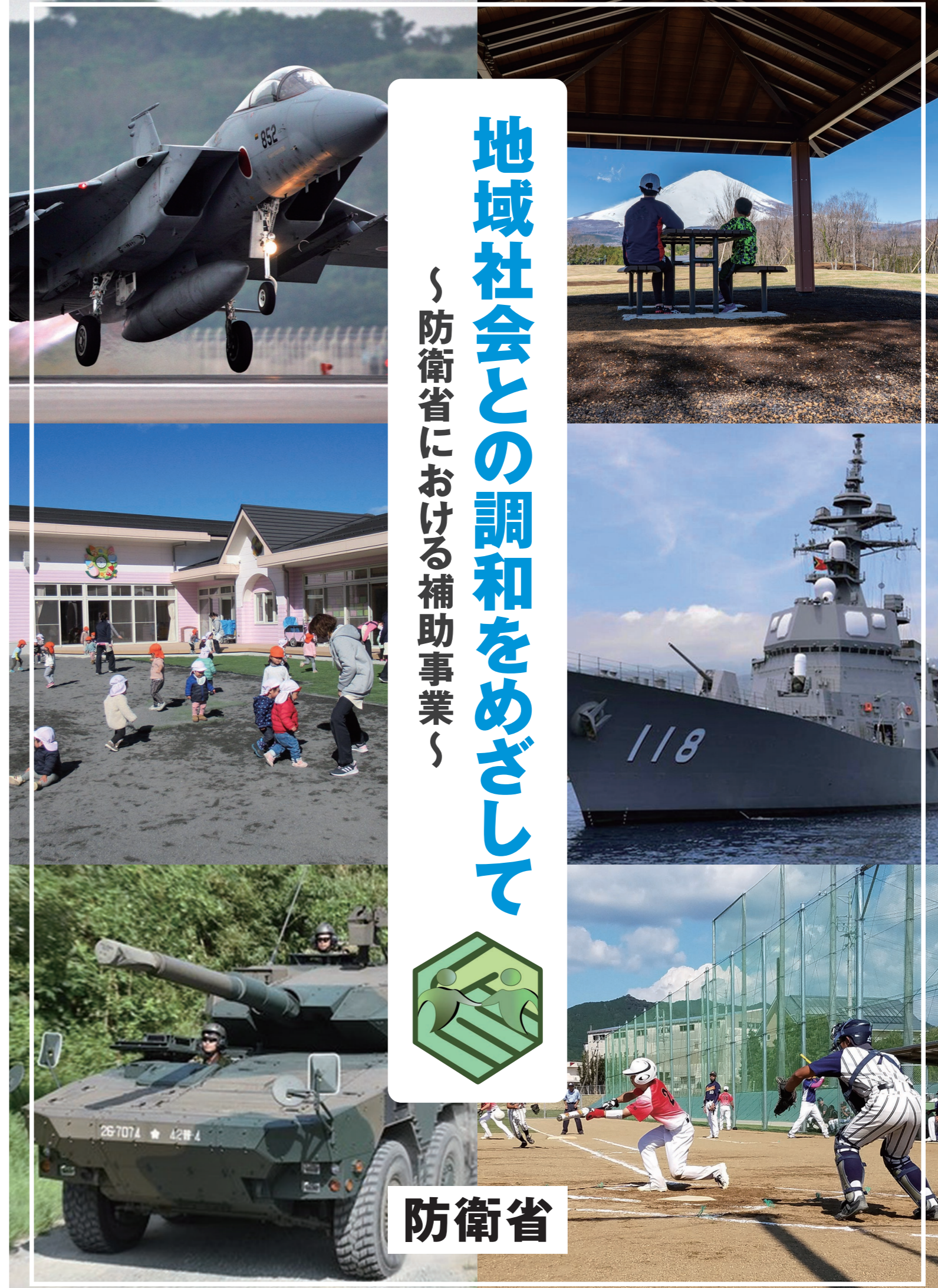


発行：防衛省地方協力局 地域社会協力総括課

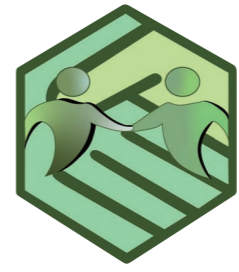
<https://www.mod.go.jp>



令和3年12月

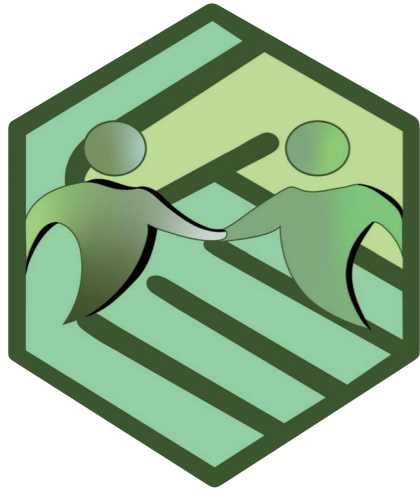


地域社会との調和をめざして
防衛省における補助事業



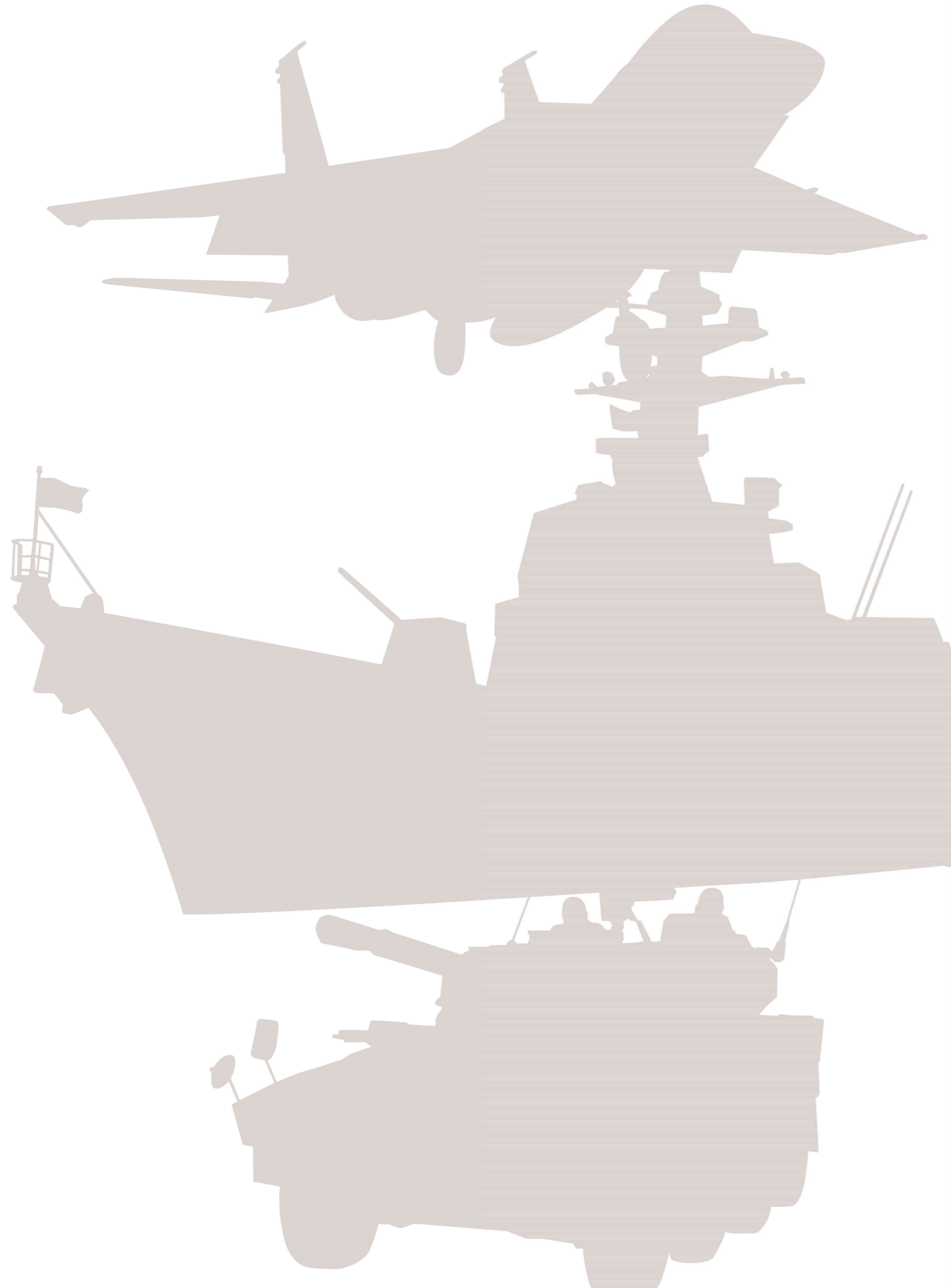
防衛省

防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム



防衛省・自衛隊は、安全保障政策への理解促進や危機管理対応、地域の皆様の生活環境改善などを目指し、「地域社会との協力に係る施策」に日々積極的に取り組んでいます。この取組について、より国民の皆様にご理解いただくため、防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムを作成しました。

今後、防衛省の補助事業で整備した施設等への標示をはじめ、各種イベントのパンフレットや広告での使用など、防衛省全体として、幅広く活用していきます。



目次

防衛施設の意義・役割	2
防衛施設と地域社会の調和を図る施策	4
障害防止工事の助成	6
騒音防止工事の助成	7
民生安定施設の助成	8
特定防衛施設周辺整備調整交付金	9
事業例	
騒音防止工事の助成	10
民生安定施設の助成	11
ソフト事業の助成	12
再編推進事業補助金	13
参考資料	14

防衛施設の意義・役割

日本を取り巻く安全保障環境は、国際社会のパワーバランスが大きく変化しつつある中、厳しさと不確実性を増しています。

日本の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中しており、これらの国家は、軍事力のさらなる強化を進めているほか、軍事活動を活発化させています。また、宇宙・サイバー・電磁波領域の利用の拡大により、安全保障の在り方そのものが変わりつつあります。

日本は、このような安全保障環境の下、同盟国である米国と緊密に連携し、国民の生命・財産及び領土・領海・領空を断固として守り抜く必要があります。

全国約2,400の自衛隊施設や77の在日米軍施設・区域は、司令部、飛行場、演習場、港湾など様々な機能を持ち、自衛隊や米軍の運用を支える基盤として、日本の安全保障に欠かせないものです。

その上で、これらの施設の安定的な運用には、地域の方々のご理解とご協力が何より重要です。このため、防衛省は、周辺地域の方々を被る騒音などの不利益の是正や、施設と地域社会の共存・共生の観点から、学校や病院等の防音工事、医療費助成、消防車・コミュニティバスの整備など、様々な形で地域社会との調和に努めています。

このパンフレットでは、これらの施策について分かりやすくご紹介します。



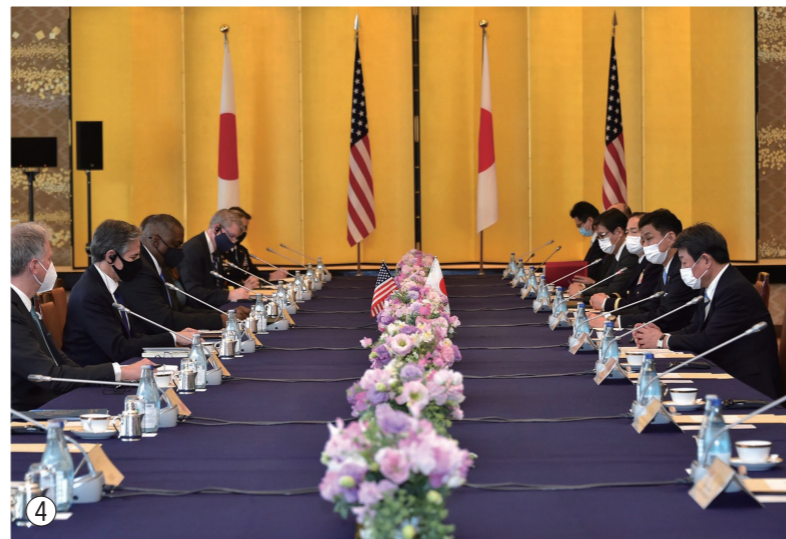
①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

①尖閣諸島周辺において領海侵入を繰り返す中国海警察局の船舶【海上保安庁提供】 ②演習場での戦車による射撃訓練(10式戦車の射撃) ③対領空侵犯措置に伴う戦闘機の緊急発進(イメージ) ④日米安全保障協議委員会(「2+2」)にオースティン米国防長官とともに参加する岸防衛大臣(2021年3月) ⑤フォーメーションを組んで航行する日米の艦艇(令和2年度日米共同統合演習(実動演習)) ⑥短距離弾道ミサイル発射の発表時(2020年3月)に北朝鮮が公表した画像【労働新聞】 ⑦艦艇による海上での射撃訓練(76mm砲射撃の瞬間) ⑧相馬原演習場において実施された空中機動訓練(令和2年度国内における米海兵隊との実動訓練)

防衛施設と地域社会の調和を図る施策

自衛隊車両等の通行による路面損傷・離合困難等

道路改修等の助成（補助金・工事費）

- 舗装補修、道路拡幅等



訓練に伴い演習場が荒廃

障害防止工事の助成（補助金・工事費）

- 砂防ダム・河川改修等



防衛施設の設置・運用に伴う住民の生活又は事業活動への阻害

民生安定施設の助成（補助金）

- 公園、ごみ処理施設、農業用施設、無線放送施設等



公園

ごみ処理施設

農業用施設

無線放送施設

砲撃訓練や航空機の離着陸等による騒音

騒音防止工事の助成（補助金）

- 学校・病院等への防音工事



飛行場

防衛施設の設置・運用に伴う生活環境等への影響が特に著しい周辺市町村

特定防衛施設周辺整備調整交付金（交付金）

- 消防施設、医療施設、通信施設等



消防施設（消火栓）

医療施設（医療機器）

通信施設（スーパー防犯灯）

住宅防音工事の助成（補助金）

- 住宅への防音工事

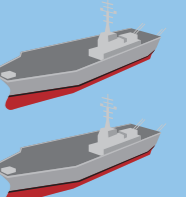
制限水域の設定に伴う漁業者への阻害

民生安定施設の助成（補助金）

- 漁業用施設（水産物荷捌施設、製氷冷蔵施設等）

港湾

制限水域



障害防止工事の助成



【日出生台演習場】
砂防施設(大分県玖珠町)
補助額：約4億円



【加茂分屯基地】
河川改修(秋田県男鹿市)
補助額：約31億円



【関山演習場】
貯水施設(新潟県上越市)
補助額：約19億円

Before



After



【相浦駐屯地】道路改修(椎木大潟町線・長崎県佐世保市)
補助額：約8億円

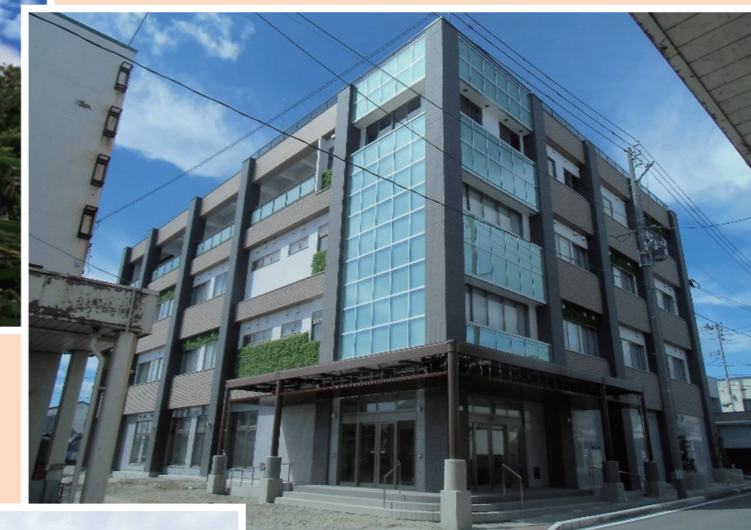
騒音防止工事の助成



【百里飛行場】
小美玉市立玉里学園義務教育学校
(茨城県小美玉市)
補助額：約3億円



【嘉手納飛行場】
うるま市立赤道幼稚園(沖縄県うるま市)
補助額：約0.3億円



【三沢飛行場】
財団法人仁和会 三沢中央病院
(青森県三沢市)
補助額：約8億円



【新田原飛行場】
社会福祉法人もえぎ福祉会 のぞみ保育園
(宮崎県新富町)
補助額：約0.1億円

民生安定施設の助成



【入間飛行場】入曽地域交流センター
(コミュニティセンター) (埼玉県狭山市)
補助額：約2億円



【木更津飛行場】江川総合運動場 (千葉県木更津市)
補助額：約3億円



【キャンプ・ハンセン等】金武地区清掃センター (沖縄県金武町)
補助額：約33億円



【松島飛行場】東松島消防署 (宮城県東松島市) 補助額：約4億円



【北富士演習場】ゆいの広場『ひらり』(公園)
(山梨県山中湖村) 補助額：約3億円



【然別演習場等】認定こども園しかおい (北海道鹿追町)
補助額：約2億円

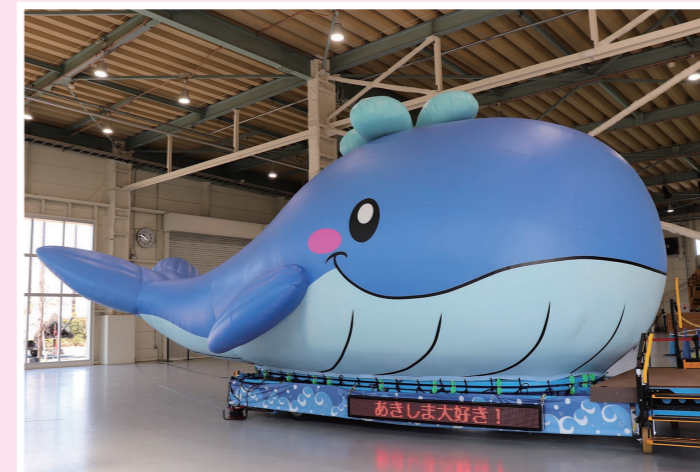
特定防衛施設周辺整備調整交付金



子ども医療助成基金事業 (愛知県豊山町)
(子どもが必要とする医療を安心して受けられるよう、
医療費の一部を支給)



デジタル教科書等貸借事業 (宮城県大和町)
(小中学校にパソコン等を整備し、授業でのICT活用など、
教育の情報化推進)



くじら祭・大くじら作成事業 (東京都昭島市)
(昭島市民くじら祭等の各種イベントを盛り上げるため、
シンボルキャラクターのバルーンを作成)



実践的英語能力育成事業 (茨城県行方市)
(市内の小中学校及び幼稚園に外国語指導助手を配置し、
子どもたちの実践的な英語能力を育成)



上新田学園プール整備事業 (宮城県新富町)
(小中一貫校として小学生の身体能力にも対応できるよう
旧中学校のプールを改修)

騒音防止工事の助成

航空機などの騒音による障害を防いだり、軽くしたりするため、市町村などが行う小・中学校などの教育施設、保育所・老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームなどの社会福祉施設、病院・診療所などの医療施設の防音工事に対して助成を行っています。

ここでは同補助制度を活用した岩国市立東小・中学校をご紹介します。



【岩国飛行場】岩国市立東小・中学校（山口県）補助額：約2億44百万円



福田 岩国市長

小中一貫教育の導入にあたり、東小学校と東中学校の両校の敷地が隣接しているという立地条件と地域との強いつながりをいかして、建物一体型の小中一貫教育のモデル的な学校として整備いたしました。

新校舎は、新時代の教育の場にふさわしい、地域の誇り地域のシンボルとなる立派な校舎となり、そして新校舎やアリーナと北側のグラウンド等はデザイン性の高い連絡橋でつながれており、子供たちに安全で使いやすい配置となっています。

児童・生徒の皆さんには、この新たな学び舎で、自由な発想力や想像力を高めて勉強やスポーツに積極的に取り組み、たくさんの友達や思い出を作られることを祈っています。



岩国市立東中学校
生徒会長

これほど環境が充実した素晴らしい校舎でこれから仲間と勉強したり、学校生活を送ったりすることを想像すると、とてもワクワクします。

この新しい東小学校と東中学校の開校までには、数え切れないほどの多くの方々のおちからがありました。

コロナ禍の厳しい状況の中でも、一歩ずつ着実に新しい校舎が完成に近づいている様子を見ると、私たちも「一歩一歩できることに取り組んでいこう」という前向きな気持ちになることが出来ました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

私たちは、仲間と先生方と地域の皆様とともに、この校舎から新しい風を吹かせることを誓います。

民生安定施設の助成

防衛施設の設置及び運用による障害を緩和するため、民生安定施設の整備に対する補助を行っています。

ここでは同補助制度を活用し完成した、消費者を第一に考え水産物の加工生産をされている銚子水産加工センターをご紹介します。



【チャーリー水域】銚子水産加工センター（千葉県）補助額：約7億87百万円



千葉県漁業協同組合連合会
坂本 代表理事会長

生産者として、消費者のみなさまに安心・安全な魚を届けたいという想いでこの新工場を設立しました。この工場では骨を抜いて食べやすくした魚や温めるだけで美味しく食べられる魚など消費者ニーズを捉えた 様々な魚の加工が可能です。

日本一の水揚げ量を誇る銚子から、我々生産者が様々な魚を獲っているということに誇りをもって供給できるように、国内のみならず海外へも情報発信していくような基地にしていきたいです。海外では魚の需要が伸びている一方、日本国内では魚の需要は頭打ちになっています。もう一度、日本の資源である魚を見直して、魚がもっと価値のあるものと気づいていただき、美味しく食べていただくことが目標です。



銚子水産加工センター
吉清 センター長

得意先のひとつである生協は、生産者と消費者の交流を積極的に行っており、中でも銚子は都内からアクセスしやすい産地です。消費者を積極的に迎え入れられる施設になったことで、多くの方々の意見を直接聞き入れ、自ら作り、試食を重ねることで、自信をもってお勧めできる加工品を1つでも多く製造していきたいです。

ソフト事業の助成

特定防衛施設周辺整備調整交付金などでは、施設整備だけでなくいわゆるソフト事業にも助成することができます。

ここでは、交付金で実施した子ども医療費の助成事業をご紹介します。



診察を受ける子ども

制度のお知らせチラシ

三沢市子ども医療費給付資格証を交付された方へ

三沢市子ども医療費給付制度ご利用ガイド

三沢市にお住まいの0歳から15歳(中学校卒業の3月31日まで)までのお子様(ひとり親・生活保護受給世帯含む)の医療費が保険適用内で無料になる制度です。

水色 未就学児 (0歳) **紫色 小中学生** (6歳) **黄色 15歳**

資格証を使って無料になる場合

資格証を使えない場合(払戻しの申請)

三沢市役所窓口へ申請の手続きにお越しください。後日お振込みいたします。

払戻し申請の注意事項

お問合せ 三沢市役所 国民年金課 高齢者医療係 ☎窓口 0176-53-5111 内線240

【三沢飛行場等】三沢市子ども医療費助成事業(青森県三沢市) 交付額:約3億6千万円(令和3年3月末現在)



小檜山 三沢市長

我が国は、少子高齢化により急速な人口減少を迎えており、当市におきましても、人口減少は緩やかではありますが、例外ではありません。

このような中で、私の市政運営では、「子育て支援」を政策の核とし、その中の一つに中学生以下の子どもの医療費無料の制度がございます。

こちらの政策については、防衛省の交付金も活用させていただいており、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもたちの健やかな成長に寄与していると思っております。

地域・国の宝であります子どものため、そして保護者を支援するためにも、今後も引き続き実施していきたいと考えております。



三沢市立三沢病院医療局長 江渡 医師

私たち小児科医は、子どもが病気になった際の辛い症状を和らげるお手伝いをしています。

治療には、外来での治療はもとより、入院や手術が必要となる場合があります、その際は医療費が高額となります。

医療費が高額になると、ご家族に治療方法の提案をしづらい部分がありますが、医療費が無料になるということで、最善の治療をすることができ、未来を担う子どもたちの医療に大変貢献していると感じています。

子どもたちの元気になった姿を見ることが、小児科医の願いです。よりよい医療を受けてもらうためにも、日々研究を重ねていきたいと思っております。

再編推進事業補助金

嘉手納飛行場の運用と米軍再編の円滑な実施に際し、日頃から多大なる御理解と御協力をいただいている沖縄市の沖縄アリーナの整備に対し補助を行いました。

ここでは同アリーナをご紹介します。



【嘉手納弾薬庫】沖縄アリーナ(沖縄県沖縄市) 補助額:約108億86百万円 ※Bリーグ・琉球ゴールデンキングスのホームコートとしても活用されています。



桑江 沖縄市長

防衛省の皆様には、日頃より本市の振興と発展にお力添えを賜り厚く御礼申し上げます。また、ご支援いただきました「沖縄アリーナ」が、無事、落成を迎えましたことを、衷心より感謝申し上げます。

沖縄アリーナは、これまで海を越え県外へ行かなければ体験できなかったことを可能とする施設です。すでに世界トップレベルのプレーが間近で見られる「FIBAバスケットボールワールドカップ2023」の開催が決定しており、さらに、コンサート、展示会、ビッグイベント等の開催を通して、未来を担う子ども達に大きな夢と希望を与えるものになると確信しております。

今後も、沖縄アリーナが「市民・県民に愛される施設」となるよう全力で取り組んでまいります。



沖縄商工会議所 宮里 会頭

沖縄アリーナは、スポーツコンベンションシティ宣言のまち沖縄市のランドマークとして、また、地域活性化の起爆剤として大きな期待をしているところです。

アリーナは、スポーツに限らずコンサート、見本市など、幅広く活用され、人・企業等が集まる魅力満載な施設であり、賑わいの絶えない空間であるが、アリーナを訪れる人を中心市街地に誘導し、市内を回遊・宿泊してもらうことで、素通り観光から滞在型観光への一翼を担うとともに、地理的メリットを活かし、アジア圏も視野に入れたまちづくりを推進していきたいと考えています。

アリーナの完成は、沖縄市を内外に発信する大きなチャンスとして捉え、令和時代の沖縄市を大きく羽ばたかせたいです。

参考資料：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等(抜粋)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)
〔昭和四十九年六月二十七日法律第百一号〕
改正
〔平成二十六年六月十三日法律第六十九号〕

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(抄)
〔昭和四十九年六月二十七日政令第二百二十八号〕
改正
〔平成三十年三月三十日政令第八十九号〕

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 二 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 三 法第二条第二項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 四 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減するものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減するに当たっては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第三条 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第四条 法第三条第二項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(著しい音響の基準)

第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第六条 第二条の規定は、法第三条第二項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第二条第一項ただし書中「行為」とあるのは、「行為(法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十四条に規定する専修学校
- 二 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項に規定する保健所
- 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- 四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 五 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設
- 六 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター
- 七 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター
- 八 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校
- 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
- 十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。)

(民生安定施設の助成)
 第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)
 第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二	道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)	十分の八
三	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	十分の七・五
四	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第百二十三号)第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	十分の七・五
五	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	十分の七・五
六	老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム	十分の七・五
七	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防施設	三分の二
八	公園、緑地その他の公共空地	三分の二
九	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項に規定する水道	十分の六
十	削除	
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	十分の五
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校(幼保連携型認定こども園を除く。))の施設を除く。)	防衛大臣が定める額
十四	港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の七・五
十五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	三分の二
十六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)
 第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
 三 港湾
 四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)
 第十三条 法第九条第一項第四号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。
 一 大規模な弾薬庫
 二 砲撃が実施される試験場(防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)第二百十三条に規定する千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。)
 三 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの(法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。)
 四 防衛施設(法第九条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前三号に掲げるものを除く。)で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が二以上の市町村にわたつて所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業)

第十四条 法第九条第二項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。)とする。
 一 交通施設及び通信施設
 二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
 三 環境衛生施設
 四 教育文化施設
 五 医療施設
 六 社会福祉施設
 七 消防に関する施設
 八 産業の振興に寄与する施設
 2 法第九条第二項の政令で定める事業は、次に掲げる事業(国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。)とする。
 一 防災に関する事業
 二 住民の生活の安全に関する事業
 三 通信に関する事業
 四 教育、スポーツ及び文化に関する事業
 五 医療に関する事業
 六 福祉に関する事業
 七 環境衛生に関する事業
 八 産業の振興に寄与する事業
 九 交通に関する事業
 十 良好な景観の形成に関する事業
 十一 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの